

(公社) 全国シルバー人材センター事業協会 御中
(提出先：全福サービス)

別紙①

(加入依頼日) 年 月 日

〈ご加入時の確認事項〉

私と被保険者(*) 全員は、以下の事項について確認・同意のうえ加入を依頼します。*保険の対象となる方をいいます。

- ① 私が契約者である団体の構成員であること
- ② 重要事項説明書の内容
- ③ 重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
- ④ 次頁の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容

- 引受保険会社の国内旅行傷害保険には「国内旅行傷害保険特約」「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされています。
- 保険契約者は、ご加入者からの加入依頼に基づき、加入依頼日を申込日として保険契約を申込みます。なお、保険契約者はご加入者から解約、変更請求の申し出があった場合には必ずこれに応じて必要な対応を行います。

高齢者活躍人材確保育成事業 団体保険加入申込書

連合本部名 (ご加入者名) ☆	重要事項説明書を受領し、個人情報の取扱いについても同意します。 また、加入申込書および重要事項説明書により契約内容が意向に沿ったものであることを確認しました。		
代 表 者 ☆	(印)		
所 在 地	〒	電 話	()
		F A X	()
補 償 期 間	1. ケガに関する保険 (1) 通常の就業体験・技能講習 (参加する行事：高齢者活躍人材確保育成事業における通常の就業体験・技能講習)： 2024年 月 日から、2025年3月31日午後12時まで (2) 受傷リスクの高い就業体験・技能講習： 2024年 月 日から、2025年3月31日午後12時まで 2. 賠償責任に関する保険 (1) 賠償責任保険：2024年 月 日から2025年4月1日午後4時まで		
★旅行中に従事する職業・職務 (対象となる就業体験・技能講習)	有	内容：高齢者活躍人材確保育成事業における受傷リスクの高い就業体験・技能講習 ※この講習の保険に加入する場合は、左記の「有」欄への○印を付してください。	
1日1名当たりの保険料(A)	35円	年間参加予想延べ人日(B) ☆	人日
1日1名当たりの保険料(C) (受傷リスクの高い講習)	214円	年間参加予想延べ人日(D) ☆	人日
暫定保険料 = (A×B) + (C×D)	円		

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

※保険会社の代理店には、告知受領権があります。

告知事項申告書★ 質問の回答が「はい」の場合は、「はい」に○をつけてください。	
はい	他の保険契約等※がありますか？ 「はい」の場合は下記に詳細をご記入ください。
保険等の種類	会社名
満期日	保険金額・支払限度額

※「他の保険契約等」とは、この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、引受保険会社にて保険のお引き受けができない場合があります。

<個人情報の取扱いに関するご案内>

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp) をご参照ください。

<加入申込書送付先>

株式会社 全福サービス

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町1-4-8 NCO神田須田町 5階

電話 03-3252-2012

FAX 03-3258-8878